

	契 約 用
○	業 者 用

東車両基地

シャッター一点検整備

仕 様 書

令和4年度

(交) 高速電車部 車両課 大谷地検修係

担当 熊谷 樹生

TEL891-3223(内 8468)

札交車 22 第 2207 号

1 適用

本仕様書は東車両基地に設置されているシャッター設備（重量シャッター及びオーバースライダー）の点検整備、修繕、部品交換業務に適用する。

2 履行場所

札幌市厚別区大谷地東 6 丁目 1-1

札幌市交通局高速電車東車両基地

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和 5 年 3 月 24 日(金)まで。

業務時間は原則として 9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

4 業務範囲

(1) 点検整備

ア 電動式重量シャッター・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26 箇所

イ 電動式オーバースライダー・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 箇所

(2) 修繕及び部品交換

ア 電動式重量シャッタースラット片寄修正・・・・・・・・・・ 1 箇所

イ 電動式重量シャッター開閉器及びローラーチェーン交換・・・・ 2 箇所

ウ 電動式重量シャッター座板交換・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 箇所

エ 電動式オーバースライダー開閉器及びローラーチェーン交換・・ 2 箇所

オ 電動式オーバースライダーローラー交換・・・・・・・・・・・・ 2 箇所

カ 電動式オーバースライダーブラケット交換・・・・・・・・・・・・ 1 箇所

キ 電動式オーバースライダーサイドシール交換・・・・・・・・・・・・ 1 箇所

ク 電動式オーバースライダーヘッドシール交換・・・・・・・・・・・・ 1 箇所

※ 交換部品は委託者支給とする。

5 業務内容

(1) 点検整備

別紙 1 の「シャッター点検整備項目」に基づき点検整備を実施する。なお、点検整備の対象となるシャッターは別紙 2「点検整備箇所一覧」及び別紙 3「シャッター配置図」を参照すること。

(2) 修繕及び部品交換

ア 電動式重量シャッタースラット片寄修正

1-18 電動式重量シャッターのスラット片寄を修正する。

イ 電動式重量シャッター開閉器及びローラーチェーン交換

B1-9, B1-10 電動式重量シャッターの開閉器及びローラーチェーンを交換する。

ウ 電動式重量シャッター座板交換

1-26 電動式重量シャッターの座板を交換する。

エ 電動式オーバースライダー開閉器及びローラーチェーン交換

1-38, 1-39 電動式オーバースライダーの開閉器及びローラーチェーンを交換する。

- オ 電動式オーバースライダーローラー交換
1-38, 1-39 電動式オーバースライダーのローラーを交換する。
- カ 電動式オーバースライダーブラケット交換
1-39 電動式オーバースライダーのブラケットを交換する。
- キ 電動式オーバースライダーサイドシール交換
1-39 電動式オーバースライダーのサイドシールを交換する。
- ク 電動式オーバースライダーヘッドシール交換
1-39 電動式オーバースライダーのヘッドシールを交換する。
- ケ 支給品一覧

	品名	型式	数量	単位	備考
1	開閉器	SG4046	2	台	三和シャッター工業(株)製
2	開閉器	SG7546	2	台	三和シャッター工業(株)製
3	ローラーチェーン	#60	4	本	三和シャッター工業(株)製
4	座板	SG4046	1	個	三和シャッター工業(株)製
5	ローラー	SR2	2	個	三和シャッター工業(株)製
6	ブラケット	BKT	1	個	三和シャッター工業(株)製
7	サイドシール	SCB	1	個	三和シャッター工業(株)製
8	ヘッドシール	HCB	1	個	三和シャッター工業(株)製

(3) 動作確認

点検整備、修繕及び部品交換後は、降下・巻上の動作確認と全閉・全開状態の確認を行なうこと。なお、遠隔操作が可能なシャッターについては、信号卓からの遠隔操作による動作確認も併せて行うこと。

6 完了検査

業務完了時、受託者からの業務完了届を受理した後、指定した場所及び期日にて双方立会いのもと完了検査を行い、検査に合格した時をもって業務の完了とする。

7 業務実施上の留意事項

- (1) 詳細工程については委託者と事前に打合せを行うこと。
- (2) 施設内の行動については、委託者の指示に従い指定された場所以外には立ち入らないこと。
- (3) 作業は高所作業を伴うので、作業員本人及び高所作業場所付近の安全対策を施してから作業を行うこと。

8 経費の負担

本業務の遂行に要する経費のうち、車両基地内で使用する電気・水道及び交換部品(支給品一覧)については委託者の負担とする。

その他、本業務に必要な工具、消耗品等委託者の負担を除く全ての経費は受託者の負担とする。

9 提出書類

	提出書類	部数	提出期限
1	業務着手届	1	契約後速やかに
2	業務工程表	1	契約後速やかに
3	作業日報	1	作業日毎
4	点検報告書	1	業務完了と同時
5	業務完了届	1	業務完了と同時

10 疑義

本仕様書の内容又は業務実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と十分協議を行うこと。

11 札幌市鉄道事業安全管理規程の遵守及び運輸安全管理の徹底

(1) 受託者は安全第一の意識を持って、札幌市鉄道事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するために社内体制を整備し、業務従事者にはこれを徹底すること。

(2) 受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との密接な連携を図ること。

12 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

13 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

(1) 受託者は作業に従事する者へ本市の「環境方針」（添付）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。

(2) 受託者は、本市の環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

別紙1 シャッター一点検整備項目

No.	電動式重量シャッター
1	点検口における障害の有無
2	降下位置における障害の有無
3	操作障害の有無
4	開閉機の取付状態・弛み・油漏れの有無
5	開閉機の動作確認
6	ブレーキ動作確認
7	手動装置の異常の有無
8	スプロケット・ローラーチェーンの異常の有無
9	巻取りシャフトの軸受けの異常の有無
10	巻取りシャフト駆動側・従動側フランジ外周・内周面の溶接状態の異常の有無
11	ブラケットの損傷の有無
12	スラット・吊り元の損傷の有無
13	座板のマグサにおける収まりの状態
14	座板の損傷の有無
15	座板と床面との接触状態の確認
16	座板とガイドレールとの接合部の状態の確認
17	ケースの異常の有無
18	マグサとガイドレールの損傷及び接合部の異常の有無
19	スモーターローラーの異常の有無
20	ガイドレールの清掃及びシャッターオイルの塗布
21	制御盤の異常の有無
22	リミットスイッチ・エマージェンシースイッチの動作確認
23	リミッター装置の動作確認
24	押しボタンスイッチによる動作確認
25	絶縁抵抗測定
26	降下及び巻上げ動作中の異常音の有無
27	セクションインシュレーターとインターロックの動作確認


No.	電動式（手動式）オーバースライダー
1	降下位置における障害の有無
2	操作障害の有無
3	シャフト・シャフトブラケットの異常の有無
4	カップリングの弛みの有無
5	ワイヤドラム・ワイヤロープ・ワイヤチェーンの取付・弛みの有無
6	開閉機の取付・弛み・油漏れの有無
7	開閉機の動作確認
8	ブレーキ動作確認
9	手動装置の異常の有無
10	スプロケットセットボルトの弛みの有無
11	ローラーチェーンの張り具合の確認
12	セクションの異常の有無
13	明り窓・錠の異常の有無
14	ローラーブラケット・センター丁番の弛みの有無
15	ウエザーストリップの異常の有無
16	サイドシールの異常の有無
17	垂直・水平レールの異常の有無
18	ガイドレールの清掃及びシャッターオイルの塗布
19	ストッパーの異常の有無
20	制御盤の異常の有無
21	リミットスイッチ・エマージェンシースイッチの動作確認
22	押しボタンスイッチの取付状態の確認
23	絶縁抵抗測定
24	押しボタンスイッチによる動作確認
25	リミッター装置の動作確認
26	パネルの変形・損傷・片下がりの有無
27	降下及び巻上げ動作中の異常音の有無


1F		実施箇所=●
No.	設 置 場 所	点検整備
1-1	ユニット置場	
1-2	ユニット置場 (中間部)	
1-4	用品庫窓	
1-5	階段室H横窓	
1-6	エレベーター横	
1-7	ジュース販売機横 (204)	
1-12	階段室G横窓	
1-13	検車員詰所窓 ①	
1-14	検車員詰所窓 ②	
1-15	検車員待機所窓	
1-16	信号扱所204番線側	●
1-17	204番線	●
1-18	205番線	●
1-19	206番線	●
1-20	207番線	●
1-21	203番線	●
1-22	202番線	●
1-23	201番線	●
1-25	信号扱所203番線側	●
1-26	Bスロープ	
1-27	艀装作業室	
1-28	ドアエンジン室	
1-29	空制作業室	
1-30	強電作業室	
1-31	208番線	●
1-32	209番線	●
1-33	210番線	●
1-34	211番線	●
1-35	212番線	●
1-36	緊急自動車車庫	
1-37	用品庫内部仕切り	
1-38	用品庫	●
1-39	台車作業場	●
1-40	主電動機室	
1-41	鋼材置場 ①	
1-42	鋼材置場 ②	
1-43	ユニット置場 (工場側)	
1-44	空制完成品置場	
1-45	電気室	
1-46	食堂	

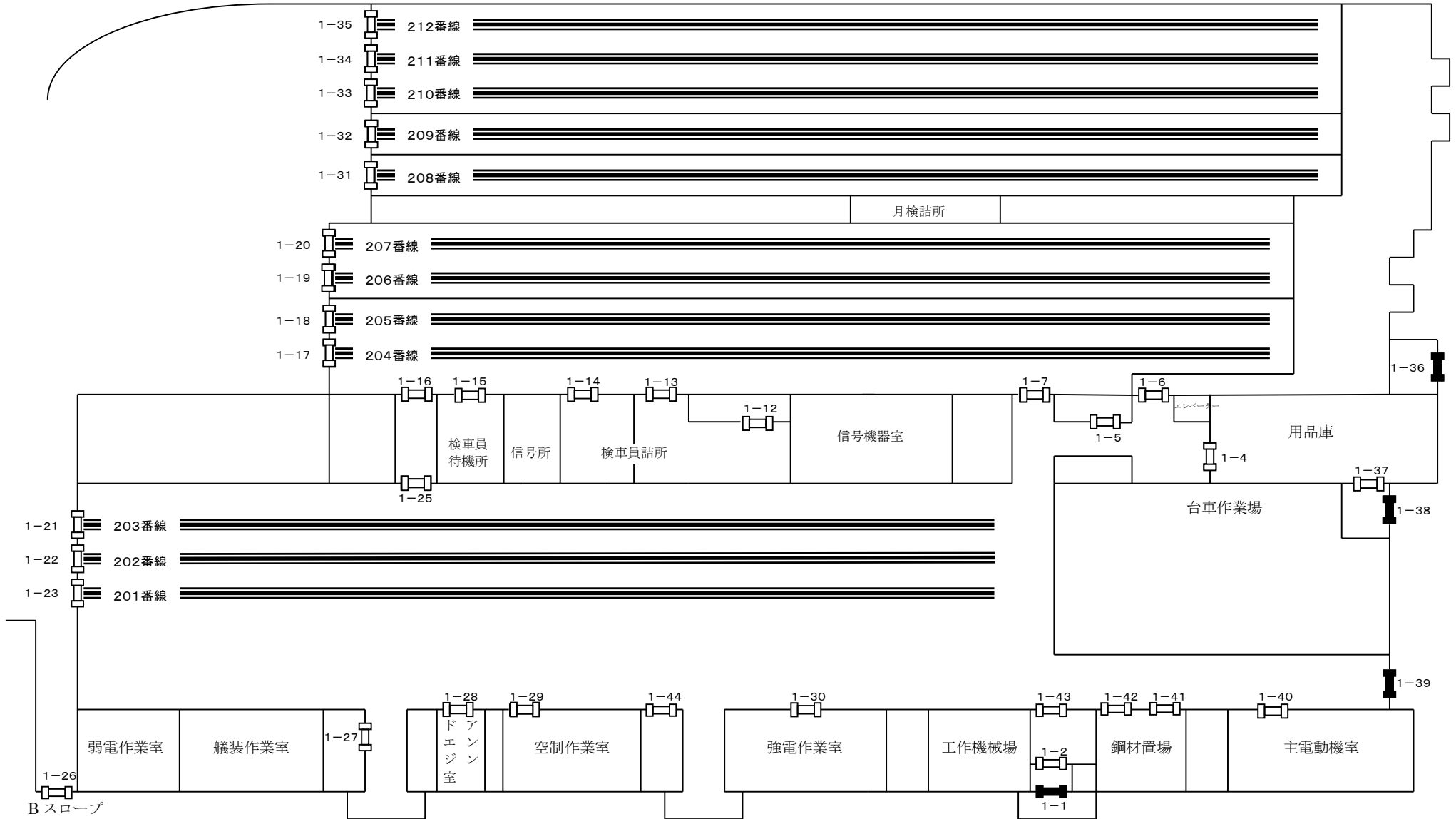
B1F

No.	設置場所	点検整備
B1-1	Aスロープ	●
B1-2	焼却炉室窓	
B1-3	タイヤ庫通路	
B1-4	1 0 2 番線横 ①	
B1-5	1 0 2 番線横 ②	
B1-6	1 0 2 番線横 ③	
B1-7	1 0 2 番線横 ④	
B1-8	1 0 2 番線	●
B1-9	1 0 3 番線	●
B1-10	1 0 4 番線	●
B1-11	1 0 5 番線	●
B1-12	1 0 6 番線	●
B1-13	1 0 1 番線シャッター横	
B1-14	1 0 1 番線	●
B1-15	既設・増設部仕切り部	
B1-16	タイヤ庫 ①	
B1-17	タイヤ庫 ②	
B1-18	1 0 7 番線	●
B1-19	1 0 8 番線	●
B1-20	1 0 9 番線	●
B1-21	1 1 0 番線	●
B1-22	1 1 1 番線	●

1 F シャッター配置図

 シャッター

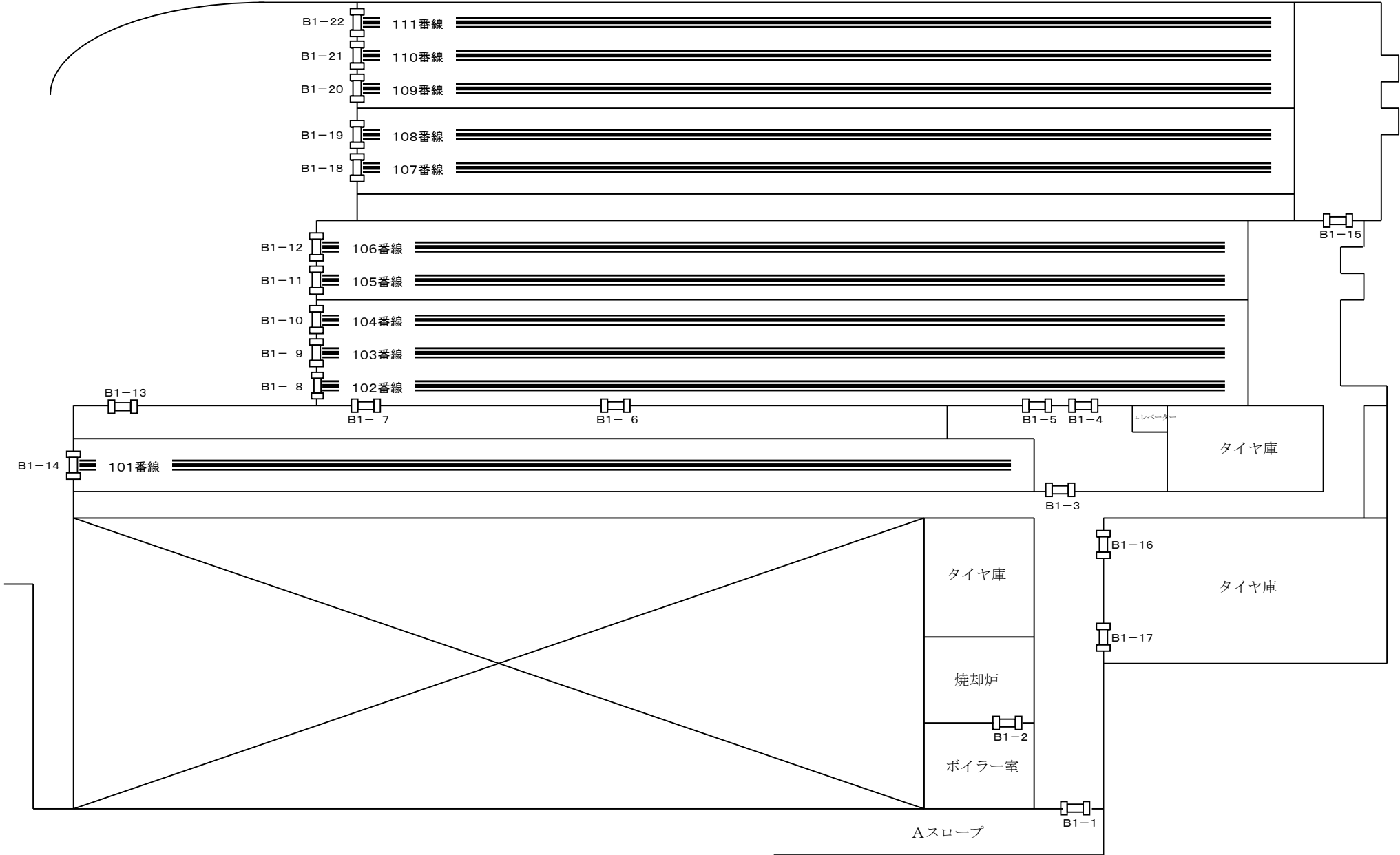
 オーバースライダー



B1F シャッター配置図

⌈ シャッター

⌋ オーバースライダー



業務着手届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

受託者	住 所 商号又は名称 職・氏名	印
-----	-----------------------	---

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務工程表

年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

印

業務名 _____

着手 年 月 日
履行期間
完了 年 月 日

上記業務について、別紙の工程表により実施しますので、承認願います。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業 務 完 了 届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

住 所
受託者 商号又は名称
職・氏名 印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----	-------	---------------------

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
年 月 日に検査を実施してよろしいか。
検査員 （役職・氏名）

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

